

令和 7 年 3 月吉日

保護者各位

愛知高等学校 事務室

**令和 7 年度 高等学校等就学支援金及び
愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の申請について**

標記の件につきまして、令和 7 年度 7 月分以降の申請に関しましては、全ての方を対象に 5 月頃に申請書類をご自宅へ郵送させていただく予定です。申請書類が届きましたら、裏面のフローチャートをご確認のうえ、必要書類を期日までに必ず提出していただきますようお願い申し上げます。なお、現在すでに認定されている方については、令和 7 年 6 月分まで受給することができます。それ以降の受給は、再度申請する必要がありますので、期日を守ってご提出ください。

また、令和 6 年 6 月以降に保護者が次の 1～6 に該当する方は、速やかに高校事務室（☎052-721-1521）までご連絡ください。（補助金額の変更や、新規申請が可能になる場合があります。）

【連絡が必要な場合】

1. 離婚
2. 養子縁組
3. 死亡
4. 愛知県外から愛知県内への転入（補助金の受給中の方のみ連絡が必要）
※海外から愛知県へ転入する場合は、連絡不要です。
5. 愛知県内から愛知県外への転出（補助金の受給中の方のみ連絡が必要）
※愛知県から海外へ転出する場合は、連絡不要です。
6. 市民税・県民税の税額変更（税務署/市役所等から更正通知書を受け取った日から 15 日以内に申請）

令和 7 年度 5 月申請確認フローチャート（新 2.3 年生版）

現在、認定を受けている（受給中）の方

申請する → 「意向確認書」 + 「授業料軽減申請書」

申請しない → 「意向確認書」

過去に申請をしたが、認定されなかった方

申請する → 「意向確認書」 + 「申請書一式」 + 「マイナンバー書類」

申請しない → 「意向確認書」

過去に申請していない方

申請する → 「意向確認書」 + 「申請書一式」 + 「マイナンバー書類」

申請しない → 「意向確認書」

※過去に申請書やマイナンバー書類を提出していても、現在認定されていない方は再提出が必要です。

※マイナンバーでの照会に同意しない場合は、各市区町村役場で令和 7 年度の課税証明書を取得してください。（課税証明書は「課税標準額」と「調整控除額」が記載されているもの）

【マイナンバー書類の例】

- ・マイナンバーカードの写し
- ・通知カードの写し（住所変更がない場合のみ可）
- ・住民票（個人番号入り）